

事業者各位



令和3年1月

高田労働基準協会長

職長等の能力向上教育(製造業)開催のご案内

製造業における職長等の能力向上教育については、厚生労働省通達(令和2年3月31日付基発0331第7号厚生労働省労働基準局長通達)により、概ね5年ごと及び機械設備等の大幅な変更があったときに、能力向上教育を受けさせる必要があります。

つきましては、令和3年度の能力向上教育を以下のとおり実施しますので、該当する職長等は受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

- 1 受講資格 職長等の安全衛生教育を受講後、概ね5年以上経過された方。
- 2 日 時 申込書(裏面)の日程のとおり
何れも開始時刻は午前8時45分からです。 なお、終了予定時刻は午後4時30分頃です。
- 3 会 場 上越人材ハイスクール(上越市高土町3-1-15)

4 申込方法

(1) 受講料

会 員 ￥8,800 (テキスト代含む)

非会員 ￥13,200 (テキスト代含む)

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

(2) 申込先

別添(裏面)の申込書に受講料の振込領収書(写)添付してFAXで申込下さい。

高田労働基準協会

☎ 025-523-9595

FAX 025-522-9599

〒943-0803

上越市春日野1-5-10

(3) 受講料振込先

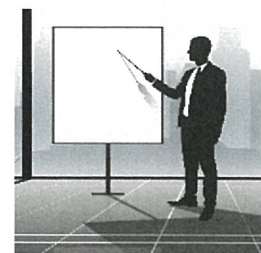
第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300

名義人:高田労働基準協会事務局

(4) 定 員

各 20 名

定員なり次第、申込締切とさせていただきますので、事前に電話で事務局へ定員状況をご確認ください。



5 講習科目

(1) 学 科

- ① 職長等として行うべき労働災害防止 2時間
- ② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1時間
- ③ 事業場における安全衛生活動・労働安全衛生マネジメントシステムの仕組みなど 1時間

(2) グループ演習

事業場における安全衛生活動・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置など 2時間

裏面に続く

6 注意事項

- (1) 当日の受付は、午前8時30分～45分の間に済ませて下さい。
会場の都合により、開錠は午前8時30分頃となりますので、ご注意ください。
- (2) 受講票は発行しませんので了承願います。
- (3) 昼食は各自準備して下さい。

7 講習修了証の交付

講習終了時に交付しますが遅刻等で一部でもカリキュラムを欠席された方は交付いたしません。

「職長能力向上教育(製造業)」申込書

開催日	7月14日(水)	11月26日(金)	12月16日(木)
申込締切日	6月30日(水)	11月12日(金)	12月2日(木)

* 受講希望日に
○印を付して下さい

ふ り が な 受 講 者 名	生 年 月 日	住 所	受講番号 * 記入しないで下さい。
	昭和・平成 年 月 日生		
	昭和・平成 年 月 日生		
	昭和・平成 年 月 日生		
	昭和・平成 年 月 日生		

* 「職長等安全衛生教育」修了証(写)を必ず添付してください。

会員 ・ 非会員 いずれかに○印を付して下さい。

年 月 日

事業所の名称

☑

高田労働基準協会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名

☑

ご担当者名：部署

* ご記入いただいた個人情報には本教育及び修了証の管理以外には使用しません。

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

(契 印 省 略)

製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育の周知等について

製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育については、令和 2 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 7 号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」(以下「教育通達」という。)により示されたところであるが、その実施については、下記によることとするので、遺漏なきを期されたい。

記

1 本教育の周知について

管内において、製造業における職長等及び安全衛生責任者を対象とする能力向上のための教育を既に実施している、又は今後実施することが想定される安全衛生団体、事業者団体その他周知が必要と考えられる団体に対し、教育通達の別紙及び本通達を文書により送付する等により周知を図ること。

また、局署における各種の事業者説明等の機会を活用して、教育通達の別表及び本通達を配布・説明を行うこと等により、事業者に対して周知を図ること。

2 実行カリキュラムについて

製造業における職長等の位置づけ及び求められる能力等は、その業種、事業規模によって多様であるため、一つのカリキュラムとするのではなく、教育目標に応じて様々なカリキュラムを組めるものとしたこと。併せて製造業における職長の能力向上教育に準じた教育として必要となる要件を示し、本教育を実施する者はこの要件を満たす実行カリキュラムを策定することとしたこと。

3 講師の要件について

教育通達の記の3(4)における「2 専門科目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者には、当該専門分野に関する資格を有する者のほか、当該専門分野についての研修(1日以上の教育期間を有するものに限る。)を修了した者があること。

4 その他

製造業における職長等の位置づけ及び求められる能力等については、中央労働災害防止協会が取りまとめた「製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて」を参考とされたい。